

岩手県教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

岩手県教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例

岩手県教育振興基本対策審議会条例（昭和38年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 市町村教育委員会委員長</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。